

【概要】鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会（第6回）

日 時 : 平成 28 年 5 月 20 日（金）10:00~12:30

場 所 : 三田共用会議所 大会議室 A～E

主な意見・質疑：下記の通り（○は委員からの指摘事項、→は事務局からの説明）。

＜基本的な考え方について＞

- 安全確保の点について、現場では大変苦労している。例えば住宅街でクマ等が出た、夜間に出た場合、早く判断をして捕獲又は銃殺するなどの対応を迫られるが、なかなかその判断がつかない。こういった場合の対応について、将来的に何か法律を定めるべきではないか。
- クマ類などの大型獣類が人里に出没した場合、迅速性や技術力の非常に高い対応が求められる。計画的に対応できるマニュアルや体制をあらかじめ準備しておく必要がある。クマ類の対応については関係省庁の連絡会議もやっており、引き続き警察庁などとも情報共有して、できるだけ迅速な対応ができるようにしていきたい。

＜関係主体の役割の明確化と連携について＞

- 捕獲体制の記載部分で、認定鳥獣捕獲等事業者という文言が全く出てこない。何か意図があるのか。
- 「山林の奥地や山域など、これまで十分な捕獲圧がなかった地域において認定鳥獣捕獲等事業者を含めた捕獲体制の構築」が必要という記載があるほか、別の部分でも、「特に、認定鳥獣捕獲等事業者をはじめとする鳥獣の捕獲等を行う事業者においては安全確保を確実に行うとともに、従事者の技能、知識の維持向上と育成・確保を図る」というような記載を設けている。
- 有害駆除であれ指定管理鳥獣捕獲等事業であれ、同じ人がやることが多い。現場で混乱するので、しっかりすみ分けをすることが必要。
- 指定管理鳥獣捕獲等事業については、昨年度は、これまでの有害捕獲をやっている場所や時期以外で捕獲圧をかけるという形で、時期や区域を分けて実施されているケースがあり、各都道府県で地域の実情や被害の実態を踏まえて実施されている。現在も記載しているように関係者間で調整を十分行って、適切な役割分担のもとで進めていければと考えている。
- 将来的には、有害駆除をしなくてもいいような環境をつくるのが環境省の方向性ではないか。どうしても被害が出るとなれば、初めてまた有害駆除をやるという形の意味を明確にすべき。
- ご指摘の通り、鳥獣による被害が出なくなるような適正な個体数を目指して管理を図ることが前回の法改正の趣旨でもある。一方で、実態上として体制や予算、県の事情など、様々な制約もあり、この指定管理鳥獣捕獲等事業だけですぐに全てが解決できるわけでもない。当面は役割分担をして捕獲

を進めていく必要がある。

<科学的情報の収集について>

- 情報収集について、希少鳥獣及び指定管理鳥獣等の特に重要なものに特化していくように見え、他の鳥獣についてはしないというように読める。指定管理鳥獣の候補となるような種についてもきちんと把握すべき。
- メリハリをつけた捕獲情報の収集を図るという趣旨であり、それ以外のものは収集しないということではない。表現ぶりについては修正する。

<鳥類の鉛中毒の防止について>

- 「代替弾に関する性能等の情報について」という部分について、マーケットや市場の情報も含めるべき。「代替弾に関する情報について」として、あえて「性能等」というところは外してもいいのではないか。
- そういった情報も必要と認識している。ご指摘の通り修正する。
- 鉛中毒に関して、決定的な証拠があって、こうだからやめてくださいと言え、納得してくれると思うが、現状では難しい。蓋然性をどう判断するかということが次の課題になってくる。
- 水鳥については、高病原性鳥インフルエンザの糞便を活用して、鉛の含有濃度の計測を始めており、ホットスポットがあれば、検討する必要がある。猛禽類についても、例えば普通種を調べるとか、捕獲が多く行われている地域と猛禽類の生息地が重なっているところでモデル的に調査するなどの提案をいただいている。モニタリング体制を検討した上で、科学的な情報を集積していく必要がある。

<錯誤捕獲の防止について>

- 「情報を可能な限り収集する」で終わっているが、それに基づいて、わなの使用方法について必要に応じて対策をとるとか、改善するというような書き方が入っていると、この「錯誤捕獲の防止」というタイトルに沿う。収集するだけでなく分析評価することが必要。
- 錯誤捕獲は、どんなに注意してもうしても防げない部分はある。情報を収集することと、指導を徹底することとは、多少トレードオフになるところがある。錯誤捕獲されたものをきちんと放獣するなど、少なく抑えることが重要な課題。
- ご指摘のとおり、収集するだけでとまると、やるか、やらないのかよく見えないので、防止の対策というところまで書き込むように検討したい。

<地域住民の理解と協力について>

- 捕獲個体の活用の推進も重要なことだが、住民の理解と協力を得るために推進することと、本当の意味での有効活用の推進とは違う。分けたほうがいいのではないか。
- ご指摘の通り修正する。

<狩猟鳥獣の選定の考え方について>

- 「対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業等への被害の程度の側面」がかなり具体的なものに対して、選定の要件がかなり抽象的になってしまっている。
- 言葉を整理して検討させていただく。

<愛玩飼養のための捕獲について>

- 「鳥獣を愛でることの意味、歴史的な観点、動物福祉面といったようなことを含め、鳥獣の愛玩飼養のあり方については、今後、総合的に検討することが求められる。」だけで、いいのではないか。
- これまで一部認められてきたものについては、廃止を含めた検討を行うとして、今までの方針と経緯を記載し、最後に「一方」以下の文章を持ってくると、もっと総合的な検討が必要であるということとで終わるほうがわかりやすい。
- 記載ぶりを検討させていただく。

<放鳥事業について>

- 「その効果と影響を勘案して慎重に対応する」は、基本的にはやっていかないという方向性なのか。「廃止を含めて検討する」ということが書いてあってもいいのではないか。
- 将来的な見直しという言葉を加えるなど、整理させていただく。

<農林業者自らが行う捕獲について>

- わなを用いた錯誤捕獲というのは、獣だけじゃなくて鳥にもかなり問題がある。有害駆除目的でわなを仕掛ける人は、恐らく、別に生きて獲る必要はないので、何日かに一回とか、極端な話、仕掛けした後、あまり見に行かないというようなことがあって、錯誤捕獲のリスクは明らかに高くなる。錯誤捕獲に関しては、かなり慎重な対応をしていただくことが必要。

- 農林業地内という、ほとんどの範囲が入ってしまい、場所を制限しているとは思えない。農地はいいが、林業地でこの書き方がないと、非常にやりにくいというような実態がどのくらいあるのか。林業地だと、一山全体のどこでもいいということになり、少し広過ぎる気がする。検討の余地がある。
 - きちんと本当の意味での林業をやっているか、やっていないかということが重要な問題。つまり、しっかりした方の管理下にある場所なのか、そうじゃない場所なのか。農地にしても同じ。責任を持った方が管理しているのかどうかは重要なポイント。
 - 少し限定的な表現をつけ加えて、とにかくすぐ行ける場所などが明記されていれば、林地でも、家の裏山や畑などでもできるのではないか。「農地」としてしまうと、もう林地では適用されなくなる。
 - 経営計画が策定されている範囲など、一定の区域に適用してはどうか。本当に、奥山のほうまでとなると、日本国中になってしまう。
 - 農林業地としたのは、大変好ましい。
 - いずれにせよ許可が必要。当然審査があるので、場所はあらかじめわかる。そういう点で言うと、林業地が入っていてもいい。
 - 狩猟免許を受けていない人の中には、鳥獣の種類を十分に識別できていない人もいて、書類さえ整ってれば、許可を受けてしまう。それによるリスクは、かなり大きい。
- 記述を検討し、もう一度確認させていただく。

<被害防止の目的での捕獲について>

- 「原則として被害が生じている時期又は被害を予防できると認められる時期のうち、最も安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期」とあるが、少し厳しいのではないか。目的を達成できる期間が設定できるような表現ぶりにしてほしい。
- ご指摘を踏まえ、修正を検討する。

<鳥獣保護区における調査について>

- 技術を要しない調査は、地域住民やボランティア団体ということになっているが、何か公的な意思決定をするための調査であれば、きちんと行政が適切な手続に基づいて、責任を持って実施すべき。
- 財源上の問題などがある場合に、地域住民やボランティア団体による調査も活用できるようにしてはどうかという意見も踏まえて入れたもの。基本的には、調査については、指定権者が責任を持って行うなど、責任主体を明確化した上で記載したい。